

平成二十二年政令第百五十七号

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用

の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行令

内閣は、排他的経游水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第九条第一項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定離島）

第一条 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項の政令で定める離島は、沖ノ鳥島及び南鳥島とする。

（低潮線保全区域）

第二条 法第二条第五項の政令で定めるものは、別表に掲げる海域並びにその海底及びその下とする。二条第三項の政令で定める離島は、沖ノ鳥島及び南鳥島とする。

（低潮線保全区域）

第三条 法第五条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）の規定による同法第二条第三項に規定する海岸保全区域等の管理に係る行為

二 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による同法第二条第三項に規定する港湾管理者が行う同一条第七項に規定する港湾工事

三 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）第十七条第一項、第十八条第一項及び第十九条第一項の規定による特定漁港漁場整備事業計画並びに同法第二十六条の規定による漁港管理規程に基づいて行う行為及びに同法第四十四条第一項に規定する認定計画（同法第四十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項（水面の占用に係るものに限る。）、同条第四項第二号に掲げる事項又は同法第五十条第一項各号に掲げる事項が定められたものに限る。）に従つてする行為（同法第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域内において占用の許可等を要する水域の上空及び水底の区域）（特定離島港湾施設の存する港湾において占用を行うものに限る。）

第四条 法第九条第一項の政令で定める区域は、水域の上空百メートルまでの区域及び水底下六十メートルまでの区域とする。

（特定離島港湾施設の存する港湾の利用又は保全に支障を与えるおそれのある行為）

第五条 法第九条第一項第三号の政令で定める行為は、特定離島港湾施設の存する港湾ごとに国土交通大臣が指定する廃物の投棄とする。

第六条 法第九条第四項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定離島港湾施設の建設、改良、維持又は復旧の工事のため水域の占用が必要となる場合

二 前号に掲げるもののほか、拠点施設に電気を供給するための電線路その他の特定離島における排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用に関する活動に必要な工作物の設置又は占有が必要となる場合

三 沈没船その他の物件の引揚げのため水域の占有が必要となる場合

附 則

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（平成二十二年六月二十四日）から施行する。

附 則（平成二十三年七月二日政令第一七号）抄

（施行期日）

1 この政令は、公の日から施行する。

附 則（平成二十三年五月三〇日政令第一五八号）抄

（施行期日）

1 この政令は、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十三年六月一日）から施行する。

附 則（令和五年一〇月一八日政令第三〇四号）

（施行期日）

1 この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則（令和五年一〇月一八日政令第三〇五号）

（施行期日）

1 この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則（令和五年一〇月一八日政令第三〇六号）

（施行期日）

1 この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則（令和五年一〇月一八日政令第三〇七号）

（施行期日）

1 この政令は、公の日から施行する。

附 則（平成二三年五月三〇日政令第一五六号）

（施行期日）

1 この政令は、公の日から施行する。

附 則（令和五年一〇月一八日政令第三〇九号）

（施行期日）

1 この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則（令和五年一〇月一八日政令第三一〇号）

（施行期日）

1 この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

別表（第二条関係）
（特定離島港湾施設の存する港湾の利用又は保全に支障を与えるおそれのある行為）
（水域施設について水域の占用の許可等を行うことができる場合）
（特定離島港湾施設の建設、改良、維持又は復旧の工事のため水域の占用が必要となる場合）
（特定離島港湾施設の供給するための電線路その他の特定離島における排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用に関する活動に必要な工作物の設置又は占有が必要となる場合）
（沈没船その他の物件の引揚げのため水域の占有が必要となる場合）

（特定離島港湾施設の存する港湾の利用又は保全に支障を与えるおそれのある行為）	ハ 北緯四三度九分三八秒東経一四五度三〇分三五秒の点
（水域施設について水域の占用の許可等を行うことができる場合）	二 北緯四三度九分四二秒東経一四五度三〇分三五秒の点
（特定離島港湾施設の建設、改良、維持又は復旧の工事のため水域の占用が必要となる場合）	北緯四三度九分六分一秒東経一四五度二七分八秒の点
（特定離島港湾施設の供給するための電線路その他の特定離島における排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用に関する活動に必要な工作物の設置又は占有が必要となる場合）	イ 北緯四三度八分一〇秒東経一四五度二七分一二秒の点
（沈没船その他の物件の引揚げのため水域の占有が必要となる場合）	二 北緯四三度八分六秒東経一四五度二七分一二秒の点

（特定離島港湾施設の存する港湾の利用又は保全に支障を与えるおそれのある行為）	ハ 北緯四三度九分三九度三三分二一秒東経一四五度四二度四分二五秒の点
（水域施設について水域の占用の許可等を行うことができる場合）	二 北緯四三度九分三九度三三分二一秒東経一四五度四二度四分二五秒の点
（特定離島港湾施設の建設、改良、維持又は復旧の工事のため水域の占用が必要となる場合）	北緯四三度九分六分一秒東経一四五度二七分八秒の点
（特定離島港湾施設の供給するための電線路その他の特定離島における排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用に関する活動に必要な工作物の設置又は占有が必要となる場合）	イ 北緯四三度八分一〇秒東経一四五度二七分一二秒の点
（沈没船その他の物件の引揚げのため水域の占有が必要となる場合）	二 北緯四三度八分六秒東経一四五度二七分一二秒の点

















ハ 北緯三四度一八分四四秒東経一二九度一	百 一分四七秒の点
二 北緯三四度一八分四二秒東経一二九度一	二 一分四五秒の点
三 北緯三四度一八分四六秒東経一二九度一	三 一分四一秒の点
ホ 北緯三四度一八分五九秒東経一二九度一	四 一分四一秒の点
ト 北緯三四度一八分五〇秒東経一二九度一	五 一分四二秒の点
一分四二秒の点	六 一分四二秒の点
百 次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点と二に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域	七 一分三秒の点
二 次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点と二に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域	八 二 次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点と二に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
百 次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点と二に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域	九 二 次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点と二に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
二 次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点と二に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域	十 二 次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点と二に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域

二 北緯三四度三三分五四秒東経一二九度一	百 一分二一秒の点
ハ 北緯三四度三三分五四秒東経一二九度一	二 一分二一秒の点
ロ 北緯三四度三三分五四秒東経一二九度一	三 一分二一秒の点
ハ 北緯三四度三三分五四秒東経一二九度一	四 一分二一秒の点
七分一〇秒の点	五 七分一〇秒の点
七分六秒の点	六 七分六秒の点
二 北緯三四度三三分五八秒東経一二九度一	七 二 北緯三四度三三分五八秒東経一二九度一
七分一〇秒の点	八 七分一〇秒の点
ハ 北緯三四度三三分五八秒東経一二九度一	九 二 北緯三四度三三分五八秒東経一二九度一
七分六秒の点	十 二 北緯三四度三三分五八秒東経一二九度一

三 北緯三四度三四分一五秒東経一二九度一	百 一分二一秒の点
ロ 北緯三四度三四分一五秒東経一二九度一	二 一分二一秒の点
ハ 北緯三四度三四分一五秒東経一二九度一	三 一分二一秒の点
七分一五秒の点	四 七分一五秒の点
ロ 北緯三四度三四分一〇秒東経一二九度一	五 七分一五秒の点
七分一五秒の点	六 七分一五秒の点
ハ 北緯三四度三四分一〇秒東経一二九度一	七 二 北緯三四度三四分一〇秒東経一二九度一
七分一五秒の点	八 二 北緯三四度三四分一〇秒東経一二九度一
ハ 北緯三四度三四分一〇秒東経一二九度一	九 二 北緯三四度三四分一〇秒東経一二九度一
七分一五秒の点	十 二 北緯三四度三四分一〇秒東経一二九度一

三 北緯三四度四三分一〇秒東経一二九度二	百 一分二一秒の点
ロ 北緯三四度四三分一〇秒東経一二九度二	二 一分二一秒の点
ハ 北緯三四度四三分一〇秒東経一二九度二	三 一分二一秒の点
五分三八秒の点	四 五分三八秒の点
二 北緯三四度四三分一〇秒東経一二九度二	五 二 北緯三四度四三分一〇秒東経一二九度二
五分三八秒の点	六 五分三八秒の点
二 北緯三四度四三分一〇秒東経一二九度二	七 二 北緯三四度四三分一〇秒東経一二九度二
五分三八秒の点	八 二 北緯三四度四三分一〇秒東経一二九度二
二 北緯三四度四三分一〇秒東経一二九度二	九 二 北緯三四度四三分一〇秒東経一二九度二
五分三八秒の点	十 二 北緯三四度四三分一〇秒東経一二九度二





百	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げられた区域
九	イ 北緯四四度三九分五六秒東経一四二度五 二分五〇秒の点
八	ロ 北緯四四度三九分五二秒東経一四二度五 二分五〇秒の点
七	ハ 北緯四四度三九分五四秒東経一四二度五 二分四六秒の点
六	二 北緯四四度三九分五六秒東経一四二度五 二分四六秒の点
五	百 次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げ る点とニに掲げる点とを結んだ線により囲ま れた区域
四	イ 北緯四四度三七分五〇秒東経一四二度五 五分四七秒の点
三	ロ 北緯四四度三七分四六秒東経一四二度五 五分四七秒の点
二	ハ 北緯四四度三七分四六秒東経一四二度五 五分四三秒の点
一	二 北緯四四度三七分五〇秒東経一四二度五 五分四三秒の点
十	百 次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げ る点とニに掲げる点とを結んだ線により囲ま れた区域
九	イ 北緯四四度三一分五八秒東経一四三度三 分四八秒の点
八	ロ 北緯四四度三一分五四秒東経一四三度三 分四八秒の点
七	ハ 北緯四四度三一分五四秒東経一四三度三 分四四秒の点
六	二 北緯四四度三一分五四秒東経一四三度三 分四四秒の点
五	百 次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げ る点とニに掲げる点とを結んだ線により囲ま れた区域
四	イ 北緯四四度二六分三三秒東経一四三度一 三分二六秒の点
三	ロ 北緯四四度二六分二八秒東経一四三度一 三分二六秒の点
二	ハ 北緯四四度二六分二八秒東経一四三度一 三分二二秒の点
一	二 北緯四四度二六分三三秒東経一四三度一 三分二二秒の点

百	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
八	北緯四四度二六分一一秒東経一四三度二三分四八秒の点
七	北緯四四度二六分一七秒東経一四三度二三分四八秒の点
六	北緯四四度二六分一七秒東経一四三度二三分四四秒の点
五	北緯四四度二六分二一秒東経一四三度二三分四四秒の点
四	北緯四四度二六分二一秒東経一四三度二三分四四秒の点
三	北緯四四度二六分二一秒東経一四三度二三分四四秒の点
二	北緯四四度二六分二一秒東経一四三度二三分四四秒の点
一	北緯四四度二六分二一秒東経一四三度二三分四四秒の点
十	北緯四四度二六分二一秒東経一四三度二三分四四秒の点
九	北緯四四度二二分一九秒東経一四三度二〇分三八秒の点
八	北緯四四度二二分一五秒東経一四三度二〇分三八秒の点
七	北緯四四度二二分一五秒東経一四三度二〇分三八秒の点
六	北緯四四度二二分一五秒東経一四三度二〇分三四秒の点
五	北緯四四度二二分一五秒東経一四三度二〇分三四秒の点
四	北緯四四度二二分一五秒東経一四三度二〇分三四秒の点
三	北緯四四度二二分一五秒東経一四三度二〇分三四秒の点
二	北緯四四度二二分一五秒東経一四三度二〇分三四秒の点
一	北緯四四度二二分一五秒東経一四三度二〇分三四秒の点
十	北緯四四度七分四五秒東経一四四度六分三秒の点
九	北緯四四度七分四五秒東経一四四度六分一秒の点
八	北緯四四度七分四五秒東経一四四度六分一秒の点
七	北緯四四度七分四五秒東経一四四度六分一秒の点
六	北緯四四度七分四五秒東経一四四度六分一秒の点
五	北緯四四度七分四五秒東経一四四度六分一秒の点
四	北緯四四度七分四五秒東経一四四度六分一秒の点
三	北緯四四度七分四五秒東経一四四度六分一秒の点
二	北緯四四度七分四五秒東経一四四度六分一秒の点
一	北緯四四度七分四五秒東経一四四度六分一秒の点
十	北緯四四度六分五九秒東経一四四度一分五〇秒の点
九	北緯四四度六分五九秒東経一四四度一分五〇秒の点
八	北緯四四度六分五九秒東経一四四度一分五〇秒の点
七	北緯四四度六分五九秒東経一四四度一分五〇秒の点
六	北緯四四度六分五九秒東経一四四度一分五〇秒の点
五	北緯四四度六分五九秒東経一四四度一分五〇秒の点
四	北緯四四度六分五九秒東経一四四度一分五〇秒の点
三	北緯四四度六分五九秒東経一四四度一分五〇秒の点
二	北緯四四度六分五九秒東経一四四度一分五〇秒の点
一	北緯四四度六分五九秒東経一四四度一分五〇秒の点